

自治大職員の声

自治大学校教授 箭野 愛子

編集者注：本稿は、自治大学校における演習・講義の特長などについて、自治大学校の職員が記したものです。

1. はじめに

皆さん、こんにちは。自治大学校教授の箭野と申します。

このコーナーでは、職員から、自治大学校で行われるカリキュラムについて紹介していますが、今回は本題に入る前に、改めて、自治大学校とはどのような経緯で設立された学校なのか、簡単に振り返ってみたいと思います。

戦後、新しい憲法の制定により「地方自治の本旨」に基づく地方自治制度が確立され、新憲法と同日に、地方自治法（以下、「自治法」という。）も施行されました。これを受け、地方行政の民主的、能率的運営を図るため、地方行政の運営を直接担う自治体の職員に対する高度の研修を行う機関が必要とされ、昭和28年、自治大学校が設置されました。

設立当初の自治大学校の大きな使命は、研修生に、制定されたばかりの自治法をしっかりと勉強してもらい、そこに規定されている「地方自治の本旨」とは何か、そしてそれに基づいて行われる地方行政とはどうあるべきかを理解し、郷土で実践できる人材を育てるというものだったようです。

さて、自治法が制定されてから70年の月日が流れ、地方行政における政策課題も時代とともに変わり、それに併せて自治大のカリキュラムも変遷してきました。特に、近年、自治大学校のカリキュラムは演習中心にシフトしてきており、自治法の講義の時間は少なくなっていますが、それでもこの法律を学ぶ機会の重要性は変わっていません。

そこで、今回は、自治法の講義について、ご

紹介したいと思います。

2. 地方自治法の講義

①概要

自治法は、地方自治の根幹となる法律です。地方行政のあらゆる分野に関わっています。そうは言っても、研修生の皆さんの中で、自治法を一から通して勉強したことがあるという方は少ないのではないのでしょうか。実は条文を読むのも初めて、という方もいらっしゃるかもしれません。

自治法は、時代に合わせて今日までに幾度も改正されてきた、大部の法律です。地方自治の本旨に関わる抽象的な規定から財務に関わる手続的な規定まで、内容も多岐にわたります。したがって、カリキュラムの中の限られたコマ数の中で、すべての条文を網羅的に触れることはできません。そこで講義では、地方自治の本旨や地方分権などの最近のトピックスを中心に、かなりポイントを絞った講義を行っています。

講義では、法学初心者にもわかりやすいよう、法律用語や特有の言い回しもその都度説明するよう心がけていますが、これから研修に来られる皆さんの中で、自治法や法学になじみのない方は、事前に自治大学校が提供しているeラーニングなどで概略を掴んでおかれると、より理解が深まると思います。

②ねらい

講義のねらいは、大きく2つあると考えています。

一つ目は、自治法を学ぶことによって、業務を遂行していく上でリスクを最小化できるようになることです。

近年、民間企業でもコンプライアンスの重要

性が認識されるようになってきていますが、我々公務員の仕事は、当然のことながら常に法令を遵守している必要がありますし、どんな些細な業務でも法令に根拠があります。

そうは言っても、毎年やっている業務であったりすると、普段からいちいち根拠条文を確認するようなことはないでしょう。しかし、前任者も同じようにやっていたから大丈夫と思ってやっていたことが、いつの間にか法令を逸脱しており、住民や議会からの指摘で発覚することも少なくありません。

根拠条文にあたる時、ましてや自治法を開かなければいけないときというのは、何か問題が発生したときであることが多いのです。仕事にミスはつきもの、とはいえ、法令を逸脱する前に、きちんと法令を確認し、問題の発生を未然に防ぐことができれば、それに越したことはありません。日々の業務を遂行する中で、「これ、法律的に大丈夫かな」「これはちょっとおかしいんじゃないだろうか」という勘が働き、上司や同僚と法令を確認することができれば、このような失敗を防ぐことができます。このような勘をつけていただき、迷ったら法令を確認する習慣をつけていただくことが、自治法の講義の一つのねらいだと私は考えています。

したがって、講義で自治法の細かい規定を覚えていただく必要はありません。地方自治の本旨を理解した上で、実際にどのような事例があるのか、判例百選などで、まずは知っていただくことが重要です。また、条文を確認する習慣をつけていただくためにも、講義中でもできる限り小六法を開いて、自ら条文に当たっていただくようにしています。

もう一つのねらいは、地方自治の本旨やこれまでの地方分権改革の流れを理解いただき、自主的な自治体運営を行う際の糧としていただくことです。

戦後、度重なる分権改革を経て、自治体の力は強化されてきました。特に、「第三の改革」と

位置づけられた平成の分権改革では、自治体の裁量権は大幅に拡大しました。拡大された裁量権の中で、どのようなことができるのか、不十分な点はどこにあって、どのような改革が望ましいのか、といった視点が自治体職員には求められているはずです。そのような未来志向の視点を持つためには、これまでの分権改革の経緯や背景となった議論を理解することが重要だと考えています。

3. 結び

自治法という抽象的な法律を、限られた時間の中で、如何にわかりやすく、研修生の皆さんにお伝えできるか、講師も試行錯誤しながら講義を行っています。自治法の講義に限らず、自治大学校での研修期間の中で講師からお伝えできることは限られていますが、それらが皆さんの知的好奇心を刺激し、学びの入り口となること、そしてその学びが実際の業務の中で生かされ、よりよい地方行政が実現されることを願って、結びとさせていただきます。